

冬の県民 交通安全運動

令和6年

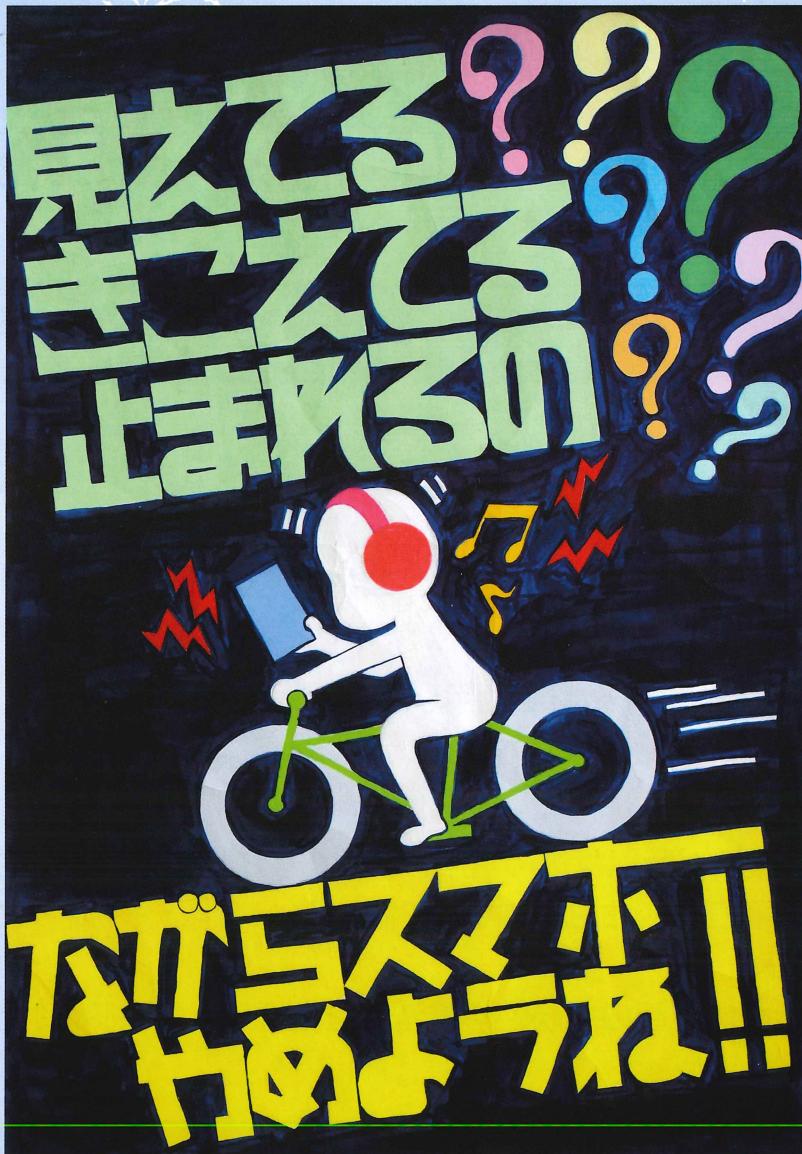
12月1日(日)~12月10日(火)

サブスローガン

すぐやめてながら運転事故のもと

年間スローガン

家庭でもみんなで語ろう 交通ルール



令和6年度JA共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
みなかみ町立みなかみ中学校2年生 小野 雪里彩さんの作品



反射材を活用



自転車も安全運転



早めのライト点灯



飲酒運転の根絶

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会

冬の県民交通安全運動

運動重点

運動重点① 歩行者と自転車の交通事故防止

【歩行者は】

- 夕暮れ時や夜間の外出は、明るく目立つ色の服や反射材等を着用しましょう。
- 信号機を守って、横断歩道のある場所を横断しましょう。



【自転車等の利用者は】

- 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用に努めましょう。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入しましょう。
- 自転車等の交通ルール(信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間はライトを点灯することなど)を守りましょう。
- 運転中のながらスマホはやめましょう。

（参考）

運動重点② 早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 早めにライト点灯とハイビームを活用しましょう。
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等を利用しましょう。



【自転車は】

- 早めにライトを点灯し反射材を活用しましょう。
- 自転車も飲酒運転は絶対にやめましょう。



【家庭・学校・職場では】

- 明るく目立つ服装と反射材等の着用、早めのライト点灯について指導しましょう。
- 飲酒運転等の責任の重さなどについて話し合い、「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 運転者に対し飲酒運転の危険性や違法性を指導し、点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底しましょう。

自転車の スマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ
ダメ!! 酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年11月1日の
道路交通法改正で自転車の
「ながらスマホ」「酒気帯び運転」
に対する罰則が強化されました



群馬県警では「交通安全運動」の
動画を配信中です!!



公式Xで情報発信しています
フォロワー募集中!!

